

平成 18 年 5 月 1 日

財団法人財務会計機構
企業会計基準委員会 殿

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
常務取締役 金沢 聡

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

平成 18 年 3 月 16 日にコメント募集が行われた表記案につき、下記の通り意見を提出する。

記

1. 平成 16 年の厚生年金保険法改正により、基金の代行部分についての負担に関し、厚生年金基金を設立している企業が最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなった。企業の代行部分に対する「責任」は根本的に変更されており、退職給付会計基準における代行部分の取扱いについても早急に見直すべきである、と考える。
2. 退職給付会計における代行部分の債務については、最低責任準備金とすべき。また、同等の、企業負担の実態を反映した方法に変更すべきと考える。

以上